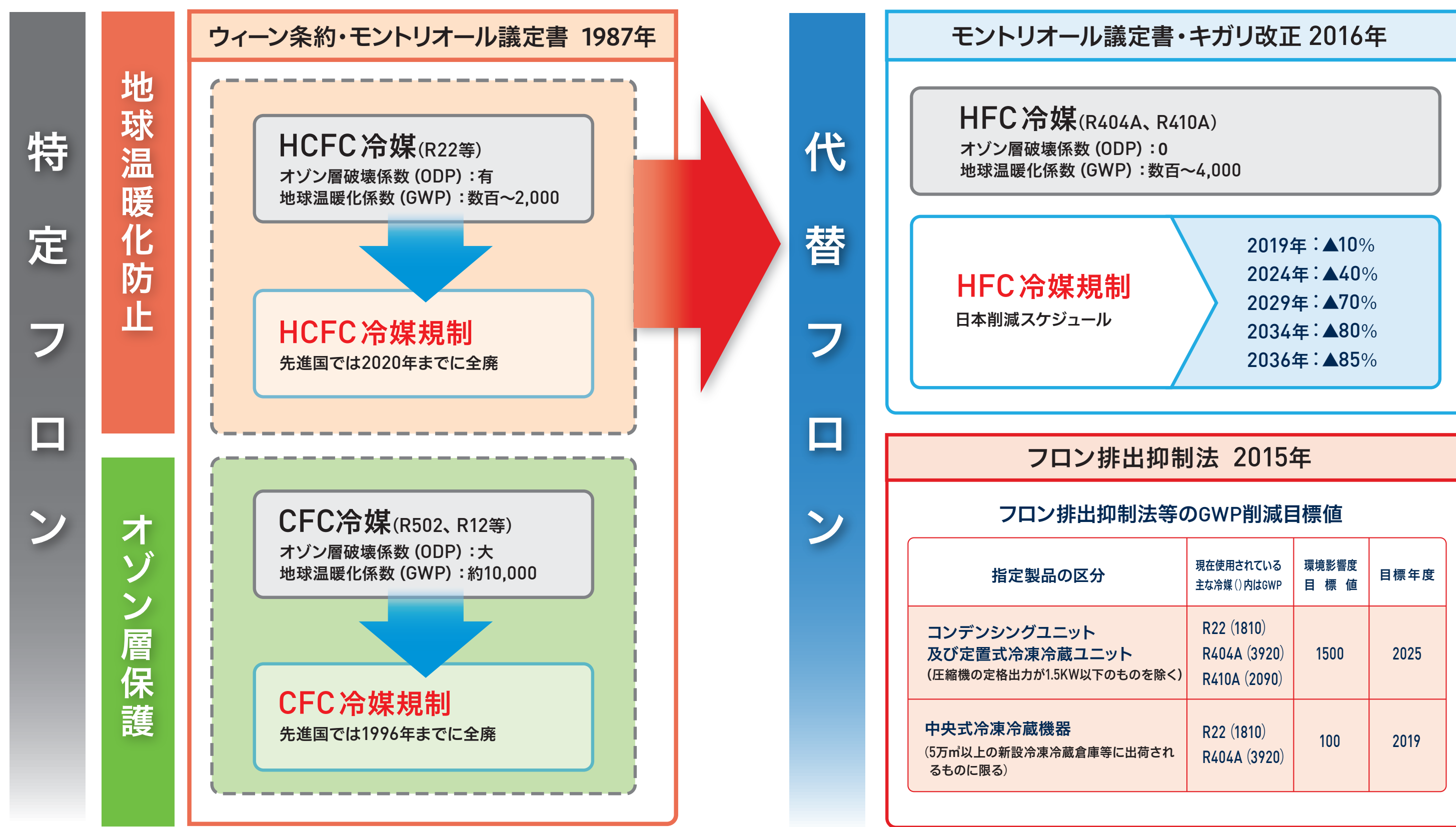


フロン冷媒は歴史的転換期に

フロン規制の新たな指針



改正フロン排出抑制法の施行開始

令和 2 年 4 月 1 日より『改正フロン排出抑制法』施行。
機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます。

- 1 点検整備記録簿を機器廃棄後：充填回収業者がフロン類を引き取ってから 3 年間の保存義務
- 2 冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合・・・**50万円以下の罰金(直罰)**
- 3 行程管理票の未記載、虚偽記載、保存違反・・・**30万円以下の罰金(直罰)**
- 4 廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務
・・・**未交付の場合は30万円以下の罰金(直罰)**

直罰：行政指導などを経ることなく即座に刑事罰（罰金）が適用されること。